

令和6年1月26日

第1回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年1月26日(金) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員8名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
森田委員 坂本委員 森光委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 古谷委員

5. 出席職員 (事務局4名) 岡田局長 坂本次長
徳永主幹 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和6年第1回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 岡田局長 本日は、7番古谷委員が欠席となっています。それでは、会長よろしく申し上げます。
議 長	中西会長 今年も皆さん元気で、活動に取り組んでいきたいと思いますのでよろしく申し上げます。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は2番 宮田委員、3番 高橋委員、よろしく願いいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1及び番号2まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 番号1について、譲受人は、水稻、大根、トマトを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後はみかんを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2については、譲受人は、米、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も米を栽

	培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。
意 見	11番 谷本委員 番号1については、ちゃんとした畑になっており、家庭菜園をするとのことであり、問題ありません。 4番 鍋島委員 番号2について、譲渡人の代理人と話をしたところ、相続の手続きをしていたときに申請地が自己所有の田だと初めて知ったようです。いままではずっと譲受人が作っていたとの事で、戻されたところで荒れるだけであり、譲受人に買って貰いたいという事です。多少荒れていますが問題ありません。 中西会長 皆さんから他にご意見がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号1及び番号2について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条、『委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』に該当しますので、10番堅田委員は退席をお願いします。

	— 休憩 —
議 長	中西会長 再開します。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第３１条に該当）議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号１について、譲受人は、経営面積はありませんが、ハウスで茗荷の栽培をしているそうです。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間３６５日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜と果樹を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第３条第２項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この土地は一昨年まで譲渡人が稲を作っていたようですが、イノシシが出るので休んでいたようです。売りたいという事で話をしていたところ、申請地から道を隔てた向こう側
意 見	にあるハウスで茗荷を作っている譲受人が買うようになったそうです。申請地に野菜を作るということで、引き続いて荒らさずに作っていくものと考えます。
議 長	中西会長 皆さんからご質問、ご意見はありませんか。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	中西会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第 3 1 条に該当）は、許可することに決定いたします。審議が終わりましたので、1 0 番 堅田委員には席に戻っていただきます。 — 休憩 —
議 長	中西会長 再開します。議案第 3 号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号 R 5 - 3 0 から整理番号 R 5 - 3 7 について別冊をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 補足説明をします。 整理番号 R 5 - 3 0 から R 5 - 3 6 については、借受人は同一で、主たる経営作物はミョウガで、構成員は 7 人、内 7 人が専従者となっております。整理番号 R 5 - 3 7 については、借受人の主たる経営作物は水稻で、構成員は 1 人、うち 1 人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると思います。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると思います。また、基本構想の第 5 の 1 （ 8 ）対象農地の所有権を有する者の全ての同意についてですが、R 5 - 3 5 はその存続期間が 2 0 年を超えず、所有権等を有する者 4 名の内 2 名の同意が得られており、R 5 - 3 6 についても、その存続期間が 2 0 年を超えず、所有権等を有する者 4 名の内 2 名の同意が得られており、共に対象農地の 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていることから、この要件につきましても適合するものと考えています。 以上により、今回の申請について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると思います。
意 見	中西会長 整理番号 R 5 - 3 0 から R 5 - 3 6 は、1 1 月に同じ案件が出ていましたが、変更があ

	ったのでしょうか。 北村主幹 その時に農地所有適格法人に該当するものとして受けたのですが、公告後、該当しないという事が判明し、12月の総会で取消しになった物です。新たに解除条件付きの一般法人として申請し直されたものになります。
議 長	中西会長 この件について、皆さんから何かございませんか。
審 議	中西会長 何もなければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	坂本次長 1・2月の活動記録簿について
閉会宣言	中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第1回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時25分

その真正なることを証して署名する。

議 長

2 番

3 番